

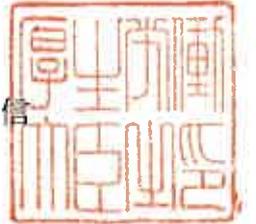
厚生労働省発基安1119第3号

令和元年11月19日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正

技術士試験合格者で、農業・食品若しくは農業農村工学を選択科目とする農業部門又は生産・物流マネジメントを選択科目とする経営工学部門に係る第二次試験に合格したものについて、労働安全コンサルタント試験のうち筆記試験の一部を免除することとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行することとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとする。